



条件にあったものがあったら申請したいな。

インディペンデント 記念すべき第20号特集-2 私たちが受けられるもの（社会保障）



私たちが払った保険料や税金は私たちが困ったときに助けてくれます。助けてもらうには条件があり、条件に当てはまっても申請しないともらえません。今回の記載内容は、70歳未満の現役世代に照準をあて、令和4年9月1日時点での愛知県豊田市を参考にしたものです。市町村によって違いがあること、今後の改正等により変更があること、その他にも受けられるもの（例～生活保護）がありますことをご承知おきください。 ※説明内では、●→受けられるもの、○→受けられない、減額するもの、◇→補足 に付けています。

受けられる名称		受けられる制度の内容	受けるための収入などの要件(必要条件)	計算の元になる期間・年齢 / 対象	受ける料金が変更される月	問合せ先
傷病手当金	社会保険	●被保険者が病気やけがで仕事を休み、十分な給料を支払われない時に支給されます。	●傷病手当金より多い報酬を受けた場合は支給されず、傷病手当金より少ない報酬であれば差額が支給されます。（報酬については自分が加入している協会けんぽなどにお問合せください。）	受給開始前1年間の標準報酬月額により計算されます。	特になし	保険証記載が全国健康保険協会なら協会けんぽ または年金事務所 それ以外は保険証記載機関
出産手当金		●被保険者が出産のため会社を休み、給料の支払いを受けなかった場合、産前産後の期間に支払われます。				
失業給付 (一般求職者給付)	雇用保険	●一般被保険者(65歳以上の高齢被保険者など以外の被保険者)が離職し、労働の意思および能力があるにもかかわらず、職業につくことができない時に、条件を満たした場合に支給されます。	失業状態で収入がないことです。	原則として、退職の直前6か月分の給料の額により計算されます。	毎年8月に給付額の上限下限などが法律により決定されます。	ハローワーク
介護休業給付		●配偶者や父母、子などの対象家族を介護するために休業をし、条件を満たした場合に支給されます。	○収入が無くても自営業開業の準備を進めていると失業状態と認められない場合があります。			
育児休業給付		●被保険者が1歳(条件を満たした場合は1歳2か月、1歳6か月、2歳)に満たない子を育てるために育児休業を取得した場合、条件を満たした場合に支給されます。	○休業中に給料の支払いを受けたり就業したりすると、減額したり不支給となったりする場合があります。			
高年齢 雇用継続給付		●60歳以上65歳未満の被保険者が条件を満たした場合に支払われます。 ◇原則として60歳時点の賃金より75%未満の賃金で働いている場合に支給されます。	賃金が60歳時点で、登録された賃金の75%未満に低下していることが条件です。	原則として、60歳到達時の直前6か月分の給料の額により計算されます。		
障害厚生年金 ・ 障害基礎年金	厚生年金 ・ 国民年金	●病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合、現役世代も含めて受け取ることができる年金です。 ○障害の原因となった病気やけがの初診日、年齢、障害の状態、過去の保険料の納付状況によって受け取れる年金の種類や金額が変わります。要件を満たさない場合は受け取れません。	なし ○ 20歳前の障害基礎年金は、前年の所得額が4,721,000円を超える場合は全額が支給停止となり、3,704,000円を超える場合は2分の1の基礎年金が支給停止となります。	厚生年金加入月数と、その月ごとの標準報酬月額と、標準賞与額から計算されます。障害厚生年金1級と2級は、対象となる配偶者がいれば加給年金がつきます。 ◇要件によっては、加入月数が300ヶ月に満たない場合は、300ヶ月とみなされる最低補償額の設定もあります。	年金事務所または共済組合、市町村国保年金課 (該当先は加入している制度と加入してきた制度により変わります。)	
遺族厚生年金 ・ 遺族基礎年金	厚生年金 ・ 国民年金	一家の働き手の人や年金を受け取っている人などが亡くなった時に、家族に給付される年金です。 ●亡くなった人の年金の加入状況などによって遺族基礎年金、遺族厚生年金のいずれか、または両方の年金が受け取れます。 ●遺族基礎年金は亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。 ○亡くなった人の年金の納付状況、受け取る人の年齢・優先順位などの要件を満たさない場合は受け取れません。	申請する遺族の前年の収入が850万円(もしくは所得が655万5千円)未満であることが要件です。	●厚生年金加入月数とその月ごとの標準報酬月額と標準賞与額から計算されます。◇要件によっては、加入月数が300ヶ月未満の場合300ヶ月とみなされる最低保証の設定もあります。◇夫、父母、祖父母(※1)が受け取る場合は、亡くなった方の死亡当時、※1の年齢が55歳以上で60歳以降に受け取りが始まります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中に限り60歳より前でも遺族厚生年金を受け取ることができます。 ◇対象となる子どものいない30歳未満の妻は、受けられる期間は5年間が上限です。 ●要件を満たしていれば遺族基礎年金の額は、一律の額(777,800円)となります。また子の人数に応じて加算されます。 ○対象となる子がいない配偶者には支給されません。		法律の定めによる変更は、毎年4月(6月15日の支払い分から) ただし本人とその家族の事情により年金額が変更になる場合があります。
死亡一時金 ・ 寡婦(かふ)年金	国民年金	国民年金独自の給付です。 ●死亡一時金は、国民年金の1号の保険料を36か月以上納付した人が死亡したときに遺族が受け取れます。 ●寡婦年金は、亡くなった夫によって生計を維持され、婚姻(こんいん)関係が10年以上であり、その他の要件を満たした妻が受け取れます。	申請する遺族の前年の収入が850万円(もしくは所得が655万5千円)未満であることが要件です。	●死亡一時金・寡婦年金ともに、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった場合、保険料を納めた月数に応じて支払われます。 ●要件(条件)に該当する場合は、寡婦年金として受け取ることもでき、妻が60歳から65歳に到達するまで受け取ることができます。		年金事務所、市町村国保年金課
特別支給の 老齢厚生年金・ 老齢厚生年金・ 老齢基礎年金	厚生年金 ・ 国民年金	●公的年金制度の加入者であった人の老後の保障として給付されます。 ◇原則として65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。 ◇特別支給の老齢厚生年金は、生年月日によって支給開始年齢が異なります。	○社会保険加入者は、給料・賞与・年金額の合計により年金が停止されることがあります。 ○失業給付受給中も年金が停止されることがあります。 なし	厚生年金加入月数とその月ごとの標準報酬月額が元となります。 ●65歳になる前に厚生年金に44年以上加入したり、一定の障害の状態にある場合は長期特例、障害者特例といって特別支給の老齢厚生年金が増額する場合があります。 20歳から60歳までの年金加入期間(国民年金加入期間+免除期間+厚生年金加入期間)が元となります。	年金事務所または共済組合 年金事務所または共済組合、市町村国保年金課 (該当先は加入している制度と加入してきた制度により変わります。)	
介護サービス	介護保険	●要介護認定を受けた高齢者など介護を必要とする人が受けられます。	40歳以上65歳未満の人、市民税非課税の人、生活保護受給者は、所得にかかわらず支払い額は1割負担となります。	介護サービスの利用料は前年の所得により、支払額が1割から3割となります。 ◇介護度によりサービスの支給限度額が変わります。	毎年8月	市町村介護保険課
児童扶養手当 (いわゆる母子手当)		●離婚による一人親世帯など、父または母と生計を同じくしていない児童のために手当が支給されます。	○扶養親族数による所得制限限度額を超えると全部または一部が停止されます。 ○その年の途中で家計が激減することがあっても増額することはありません。		毎年11月	市町村子ども家庭課
児童手当		●中学校3年生までの児童を養育している方に支給されます。 ●月額で、3歳未満15,000円、3歳以上10,000円、第3子以降は15,000円が支給されます。 ◇一定の収入以上は一律5,000円となり、1,200万円以上の収入は支給がありません。	○その年の途中で家計が激減することがあっても増額することはありません。 ○令和4年6月から、受給者の年収が1,200万円以上の場合、給付(10月支給分)が停止されます。	申請する人の前年(1月から12月)の所得が元となります。 ◇申請が1月から9月の場合は前々年の所得が元となります。	毎年6月	
給付奨学金 (返済不要)	進学前の 高校生対象 大学生対象	●経済的な理由で大学・専門学校に進学や修学が困難な学生への支援として、「給付型奨学金の支給」と「授業料・入学金の免除/減額」が行われます。 ◇高校生の申請期間は4月下旬からですが、進学予定の学校により締切りが異なります。 ◇大学生の申請期間は毎年4月・9月です。	◇収入基準は、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯が対象となります。 ◇資産基準は、申し込み時点での本人と生計維持者(原則は父母)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)の世帯が対象となります(世帯収入の状況により額が変わります)。 ●大学生対象の奨学金は、上記以外でも生計維持者の一方(または両方)が被災や病気などにより家計が急変した時も対象となります。	生計維持者の収入により判断されます。 ◇例) 2023年度に進学予定で進学前に申し込んだ場合、生計維持者(原則は父母)および本人の、2021年1月～12月の収入に基づく2022年度の住民税情報により算出された支給額算定基準額により判断されます。 生計維持者(原則は父母)および本人の収入により判断されます。 ◇例) 2022年4月または2021年9月に申し込んだ場合、2020年(1月～12月)の収入に基づく2021年度住民税情報により算出された支給額算定基準額により判断されます。	毎年10月 ただし、家計急変での給付の場合は3か月ごと	日本学生支援機構

